# 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案のイメージ

別に定める
実施法の施行

**両議院の議院運営委員会の合同協議会を設置**

（合同協議会からの推薦を受けて）

**両議院の承認を得て委員長・委員を両院議長が任命**

・身分保障
・守秘義務
・利害関係者との接触等報告

**新型コロナウイルス感染症対策検証委員会調査開始**

6カ月目途

| | |
|---|---|
| **組　織** | ・委員長及び委員（９人程度を想定）で組織<br>・事務局を置くほか、参与の設置が可能 |
| **所　掌** | ・新型コロナ感染症対策に係る施策・措置の検証調査<br>・感染症対策に係る提言<br>・必要な調査研究 |
| **権　限** | ・参考人からの意見聴取<br>・関係行政機関等への資料提出要求 →（要求を受けた場合の協力義務等）<br>・国政調査実施要請 →（合同協議会による国政調査の実施） |

**両院議長に対し報告書を提出**

○▲□◆…
報告書

・検証調査の結果
・感染症対策に係る提言

**両院議長から内閣に報告書を送付**

実施法は施行後
１年で失効

**内閣が報告書を受けて講じた措置を毎年国会報告**